

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	花露辺地区	釜石市

図面記号							
花露辺1地区							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	釜石市唐丹町字花露辺	77番2	畑	畑	76	農業振興地域外	都市計画区域外
	計	76㎡(田 - ㎡畑 76㎡)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	開発地の汚水排水については、個別の浄化槽処理の上、雨水排水とともに河川に放流される。農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。						

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）
農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	その他施設の整備に関する事業	花露辺地区	釜石市

図面記号							
花露辺2地区							
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市計画法
	釜石市唐丹町字花露辺	10番3	畑	畑	99	農業振興地域外	都市計画区域外
	計	99m ² (田 - m ² 畑 99m ²)					
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	農業用水・排水については、周辺農地において水田利用がなく、特段の支障がない。						